

請負契約の変更

片側通行の早期解消を

常任委員会付託せず初日に議決1件

●町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結

本工事は、平成28年5月の臨時議会にて請負契約の議決をいただき、現在、株式会社丸三建設が、法面5段の内、上から4段目までを施工中のもの。

m、法枠内モルタル吹付工面積525m²を追加するもの。
 なお、工期は変更なく平成28年11月30日まで。

○請負金額
 変更前 7590万円
 変更後 1億293万円
 可決（全員）

今回、これに5段目の施工延長94m、法枠工延長839

Q 宮地 葉子議員

議案は、委員会付託して内容を審議した後、議決をするのが一定のルールだが、今回付託せずに初日に議決を求め理由は。

A 金子 まちづくり課長

交通量が多い町道を片側通行にして工事を行っている現況の早期解消と、下請けしている法枠専門業者が他の現場等も兼ねているため、早急に工事を進めたいとの要望などによるもの。

条例の一部改正3件

廃止1件

●税条例等の一部改正

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に交付されたことにより一部を改正するもの。

可決（全員）

●暴力団排除条例の一部改正

本条例の適用範囲に係る定義を高知県条例に準じ、暴力団の排除を推進するための基本理念を定め、町、町民および事業者の責務を明らかにするとともに、町民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与する目的をより明確にするためのもの。

可決（全員）

Q 宮地 葉子議員

暴力団の判断は。

A 松本 情報防災課長

条例では、暴力団員等というのは、暴力団員以外の者でも暴力団または暴力団員の一定の統制下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不当行為等を行う恐れがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対して、資金、武器等の供用を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力する者となつてい

●カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
 指定管理者を定めている施設の使用料を、協定書で定めることに統一することによるもの。

可決（全員）

Q 森 治史議員

現行は使用料の記載があるが、改正案ではそれがない。これでは住民には分かりづらくなるのでは。また、使用料の想定はどのくらいか。

A 門田 産業推進室長

使用料の記載がないのは、説明のとおり協定書で定めることへの統一によるもの。使用料は、現在金額の相当額を想定している。



カツオのタタキづくり体験等交流施設（佐賀）

●観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例の廃止
 黒潮町観光推進事業休憩施設をEM菌培養施設に転用し、有効利用を図るもの。

可決（全員）

Q 山崎 正男議員

この施設は行政財産と思うが、廃止後の手続きは。

A 藤本 住民課長

この施設を廃止後、現在、EM菌培養施設として活用しているの、行政財産を普通財産に移行した後、賃貸契約にてEM菌培養の団体に貸し付けたいと考えている。

工事により片側通行中の現場（10月9日撮影）